

インターネット限定

一部繰上返済の最低金額の引下げのお知らせ

【フラット35（買取型）】の魅力が更にUP

● 一部繰上返済に条件はあるの・・・？

平成26年7月29日（火）からインターネットによる一部繰上返済のお申込み（※）が可能になります。

※ お申込みから一部繰上返済のお引き落としまで、最短でも1か月のお時間をいただきます。

その場合、10万円以上から手数料無料で一部繰上返済できるようになります（インターネットを利用しない場合は、従来どおり、100万円以上から手数料無料で金融機関の窓口でのお申込みとなります。）。

● インターネットで申し込むためにはどうすれば・・・？

ご利用になるためには、ご返済中のお客さま向けインターネットサービス『住・My Note』^{すまい のーと}（詳しくは裏面をご覧ください。）をご利用いただくための「お客様ID」を取得していただく必要があります。



● インターネットを利用しない場合と比較すると・・・

『住・My Note』^{すまい のーと}を利用した場合の一部繰上返済の金額と手数料は、次のとおりです。

ご融資の種類等	【フラット35（買取型）】（注1）	
	金額	手数料
一部繰上返済のお申込方法		
インターネット （住・My Noteをご利用）	10万円以上 （注2）	無料
金融機関の窓口	100万円以上	無料

※注1： 【フラット35（保証型）】をご返済中のお客さまは、申し訳ございませんが『住・My Note』をご利用いただくことはできません。

※注2： 毎月のご返済額を減らすのではなく、返済期間を短くする方法（期間短縮）で行う場合は、1か月以上の元金（ボーナス払いをご利用の場合は、ボーナス払いの分を含めた6か月単位の元金）が必要となります。

お問合せ先

お客さまコールセンター（ご返済中のお客さま専用ダイヤル）

0120-0860-16（通話無料）

【営業時間】 毎日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

・ 上記番号がご利用いただけない場合（PHS、海外からの国際電話など）は、次の電話番号におかけください（通話料金がかかります。）。

048-615-0421

・ お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承ることを目的として、録音させていただいております。



住宅金融支援機構

Japan Housing Finance Agency

（平成26年6月作成・フラット35【買取型】用）

『住・My Note』は、【フラット35（買取型）】をお借入されたお客さまが、インターネットで、住宅ローンのお借入金残高の照会や繰上返済のシミュレーションなどができるサービスです。

ご利用にあたっては「お客様ID」が必要です。『住・My Note』の「新規申込依頼」からお申込みください。お申込み内容を確認させていただいた後、「お客様ID」をお受け取りいただくまで1～2週間程度お時間をいただきます。

≪「お客様ID」お申込みの流れ≫ ※お客さまの費用負担はありません。

Step 1

『住・My Note』ページへ
アクセス

すまいのーと

検索



住宅金融支援機構
ホームページ及び
フラット35サイトからのアクセス
も可能です。

<https://www.su-mynote.jhf.go.jp/>

Step 2

お客さま情報の入力

- ① 「新規申込依頼」をクリックしていただきます。
- ② 個人情報の取扱いや利用規約をご確認いただけます。
- ③ お名前、生年月日、ご住所、お引落口座情報等をお客さまにご入力していただきます。

Step 3

「お客様ID」のお受け取り

郵送（簡易書留）でお客さまに「お客様ID」をお送りします。

※ 「お客様ID」のお知らせと併せて、パスワード（2つ）をお知らせします。パスワードは、初回のログイン時に変更いただくことで、各サービスがご利用いただけるようになります。

≪『住・My Note』サービスの概要≫

ご契約情報の照会

ご返済中の住宅ローンのご契約情報（お借入金額、ご返済日、毎月のご返済金額など）をご確認いただけます。

お借入金残高の照会

ご返済中の住宅ローンのお借入金残高をご確認いただけます。

繰上返済シミュレーション

ご返済中の住宅ローンの繰上返済シミュレーションができます。

一部繰上返済のお申込み

ご返済中の住宅ローンの一部繰上返済のお申込みを行うことができます。

※ お申込みから一部繰上返済のお引き落としまで、最短でも1か月のお時間をいただきます。

※ 繰り上げて返済できる日は、毎月のご返済日です。

※ お客さまのご返済状況等により、お申込みいただけない場合がありますので予めご了承ください。

書類の発行依頼

住宅ローン控除用の融資額残高証明書、現在の残高証明書、返済計画表（償還予定表）について、書類の発行依頼ができます。